

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年5月21日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 小平田 浩司

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

1. 業務概要

(1) 業務名 平成26年度公共事業労務費調査業務(電子入札対象案件)

(2) 業務目的 本業務は、沖縄総合事務局開発建設部管内において、公共事業労務費調査を実施し、今後の工事の積算に用いる設計労務単価を決定する基礎資料を得ることを目的とするものである。

(3) 業務の内容

本業務の主な内容は以下のとおりである。

・計画準備	1式
・説明会・問い合わせ対応	1式
・会場調査(一次審査)	170件
・データエントリー	5,300人
・書類審査(二次審査)	2,500人
・データ集計・報告書作成	1式

(4) 技術提案に関する要件

競争参加資格確認申請書等を提出するもの(以下「競争参加資格確認申請者」という。)は業務を実施するにあたって以下の視点から創意工夫を発揮し、提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うものとする。

(5) 成果品は以下のとおりとする。

CD-R 2部

なお、納入場所は沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理課とする。

- (6) 履行期間 契約締結日の翌日から平成27年1月30日まで
- (7) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が500万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

なお、予定価格が500万円を超え1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から沖縄総合事務局開発建設部が品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を定める。
- (8) 本業務は低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行業務である。
- (9) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (10) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

競争参加資格確認申請者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

2-2. 設計共同体

2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年5月21日付け沖縄総合事務局開発建設部長）に示すところにより、沖縄総合事務局開発建設部長から平成26年度公共事業労務費調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている

ものであること。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（平成24年4月2日付府開管理第518号）（以下「競争契約入札心得」という。）第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・発注工事に参加とは、沖縄総合事務局開発建設部発注工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。
 - 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 中立公平性に関する要件の確認資料又は誓約書の提出

上記（１）における中立公平性が確認できる誓約書又は資料の写しを様式自由にて提出することとする。なお、誓約書又は確認資料の提出期限は競争参加資格確認申請書等と同様とする。

（３）業務実施体制に関する要件

- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

（４）業務実績に関する要件

１）競争参加資格確認申請者は、平成１６年度から平成２５年度までに完了した以下に示す業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、１件以上の実績を有すること。

- ・業務：国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共事業に関するデータ収集又はデータ整理を行う業務。

２）実績として挙げた業務成績が６０点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港事業を除く。）委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

３）平成２４年度から平成２５年度末までに完了した業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕事業及び港湾・空港事業を除く。）の土木関係建設コンサルタント業務の平均業務成績が２年連続で６０点以上であること。ただし、１００万円以上の国土交通省又は沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

２－５．配置予定管理技術者に関する要件は、以下のとおりとする。

外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

配置予定管理技術者については下記（１）、（３）、（４）、（５）に示す条件を満たす者であり、（２）の実績を有するものであることとする。

（１）配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者

[1]技術士(総合技術監理部門：選択科目を建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2]技術士(建設部門)で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

[3]技術士(建設部門)で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門)に4年以上従事している者。

[4]博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)

[5]RCCMを有し「登録証書」の交付を受けている者。

[6]土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成16年度から平成25年度までに完了した以下に示す業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、「同種又は類似業務」のいずれか1件以上の実績を有すること。

同種又は類似業務の実績は、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。

なお、実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」又は、「沖縄総合事務局開発建設部(営繕事業及び港湾・空港事業を除く。)委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

- ・同種業務：国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共事業労務費調査を行う業務。
- ・類似業務：国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共事業に関するデータ収集又はデータ整理を行う業務。

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

(4) 手持ち業務量

- ・配置予定管理技術者は、平成26年5月21日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、当該年度の年割額とする。以下、同じ。)が4億円未満かつ10件未満の者であること。ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務及び特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

平成26年5月21日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事

務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（営繕関係を除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額については4億円未満を2億円未満に、件数については10件未満を5件未満にするものとする。

- ・本業務の履行期間中は予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額4億円未満、件数で10件未満（平成26年5月21日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（営繕関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合には契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1）から4）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

1）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

2）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

3）当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

4）手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- (5) 平成24年度から平成25年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕事業及び港湾・空港事業を除く。）の平均業務成績が2年連続で60点以上であること。また、照査技術者としての実績は対象外とする。ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕事業及び港湾・空港事業を除く。）の実績がない場合は、この限りではない。

2-6. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で

あること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は 60 点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②の評価項目毎及び本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、③の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針等

③ 実施方針等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{③の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点})$$

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第一係
電話 098-866-0031 (内線 2526, 2527)
FAX 098-861-3654

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。(ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記4.(1)にて交付する。)

交付期間：平成26年5月21日(水)から平成26年6月27日(金)までの閉庁日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

平成26年5月21日(水)から平成26年6月10日(火)までの閉庁日を除く毎日、9時00分から17時15分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)する場合は、平成26年6月10日(火)17時15分までに上記(1)に必着とする。

(4) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は平成26年6月18日(水)を予定する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

- ・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成26年6月27日(金)12時00分
- ・紙により持参の場合は、平成26年6月27日(金)12時00分
- ・開札は、平成26年6月30日(月)10時00分に行う。
- ・場所は、〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
沖縄総合事務局 開発建設部 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したもの

については契約書特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(6) 当該業務を受注した者は、当該業務発注者の発注工事に参加することができない。

当該業務の受注者は、以下のとおり業務の履行期間中は業務発注者の発注する工事の入札に参加することができない

・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(7) 技術提案書(技術提案の履行確実性の審査に係る部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある(入札説明書参照)。

(8) 詳細は入札説明書による。

6. Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kouji Kohirata, Director of Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.

(2) Subject matter of the contract :

The 2014 fiscal year, public-works labor-costs research service

(3) Time-limit to express interests by electronic bidding system :

17:15 10 June 2014

(4) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system :

12:00 27 June 2014

(5) Bid Opening : 10:00 30 June 2014

(6) Contact :

Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, Government of Japan, 2-1-1 Omoromachi, Naha City, Okinawa Prefecture,

900-0006 Japan, Tel 098-866-0031 ex. 2526, 2527.